

## [事案 23-133] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

書字障害及び読字障害のある契約者の変額個人年金保険への加入に際して、銀行員による不適切な募集行為があったとして、契約の取消し及び既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 18 年 3 月、一時払保険料 1 千万円で変額個人年金保険に加入したが、銀行員（募集人）の説明は以下のとおり不適切であったため、リスクのない商品であると勘違いして契約したものである。よって、本件契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 本契約が下記記載のとおりメリットばかりである旨の説明を受けた。

- ・平均収益率 4.10%が続くこと。元本が保証されていること。
- ・7 年後に解約をしても、解約手数料 40 万円を上回る利益分があること。
- ・(利益が上がっている)グラフの「山」の状態がずっと続くこと。

(2) 下記記載の重要な事項・リスクに係る説明を欠いていた。

- ・経済状況が悪化したときにリスクがあること。
- ・本契約が年金型保険であること。
- ・一時払保険料全額が保証されるためには 25 年間かかる商品であること
- ・銀行ではなく保険会社が本契約の相手方であること

### <保険会社の主張>

募集人からの聴取内容、保険募集に際して説明に使用された募集文書の記述、及び申込みの際に作成された書面から、本募集に際しては、申立人主張の「違法不当な」行為はなされていないと判断されるため、申立人の請求に応ずることはできない。

なお、募集人は申立人について、自らの申告もなく書字障害もしくは読字障害ゆえに理解能力が劣るとの印象を受けたことはない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が①不実告知(消費者契約法 4 条 1 項 1 号)、断定的判断の提供(同項 2 号)、不利益事実の不告知(同条 2 項)による契約の取消し、②要素の錯誤による無効(民法 95 条本文)、を主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容および申立人、募集人への事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 以下の理由により、上司同席のもとで申立人に対しパンフレットを用いて、順次、その記載内容を説明していた募集人が、申立人主張のような虚偽のメリットを述べ、あるいは本件契約に係るリスクを述べなかったとは考え難く、消費者契約法による取消しは認められない。

- ①パンフレットには、本契約が一時払保険料を 15 年間にわたって運用していく商品であり、積立金には変動があって元本保証されるものではなく、一時払保険料の最低保証は 15 年の運用期間後に 10 年の年金によって保証されるものであることが記載されている。

②申立人自署の申込書には保険であることが明記され、「お客様へのお知らせ」にも本件契約が保険であって預金ではなく、元本保証をしている商品ではないと明記されている。

(2) 申立人には書字障害及び読字障害があるため、募集人提示のパンフレットの内容を十分に理解できず、申立人において、錯誤が成立した可能性は否定できない。しかしながら、以下の理由により、申立人には重大な過失があると評価できることから、申立人は自ら無効を主張することができない。(民法 95 条但書)

①申立人は1千万円もの大金の運用をする契約を締結するにあたって、自らの読字障害のために、商品の内容について十分に理解し得ない可能性があることを自ら認識しつつ、その事実を募集人に告げず、その結果、読字障害を前提とした適切な説明を受けられなかった。

②申立人は申込書の内容を理解できないままに、そのことを募集人に告げないで自署・押印した。

**【参考】消費者契約法 第4条**

第1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

第2号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

第2項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限り)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

**【参考】民法 95 条 (錯誤)**

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。